

新たな「リスク社会」を生きる現代に必要な視座とは？

松嶋健（広島大学）

子どもの人権と教育への権利

「リスク社会と子どもの人権」研究委員会は、それ以前にあった「能力論」研究委員会や「貧困と子ども・学力」研究委員会における問題提起を受けて、それをさらに「リスク社会」という、より広い文脈と結びつけて検討するため、2019年に始まりました。そのときあったのは、「子どもの人権」を守る、という名のもとになされていることが実際には子どものためになっていない場合があるのではないか、「子どもの人権」を盾に別のことが正当化される側面が多々あるのではないかという問題意識でした。

例えば、校則に関して、それが「子どもを守る」ためという理由で正当化されていたとしても、実際には管理のためという側面が含まれている場合が多いでしょうし、さらに言えば、何かが起きないように、というだけでなく、何かが起きたときのため、という機能も含まれています。日本は米国のような極端な訴訟社会ではありませんが、それでも何か起きたときに、親やマスコミなど外部からの批判に対して教職員や学校を守る、そういうリスク管理の機能が校則にはあるわけです。このように「子どもの人権」や「子どもの安全安心」のような、何の問題もなく「善き」ことのように思われる目的が、あるいはそうであるからこそ、別の機能を持たされ違う目的に流用されることが起こるわけです。

こうした現象は、教育への権利、学習の権利をめぐっても見られます。1989年に国連で採択された子どもの権利条約には、子どもの「生存」と「発達」の権利が謳われており、そのための不可欠の要素として教育への権利が重視されています。とりわけ日本では、子どもの諸権利のなかでも教育権、学習権に言及されることが多く、そこでは教育の問題がしばしば貧困の問題などと結びつけられ、「貧困から脱却するためには、教育を受け、学習する権利を行使することで学力を向上させることが不可欠である」という言説となって流通します。こうした考えは、教職員や親、そして子どもたち自身にも内面化されることで、貧困を個人の責任とみなして疑わな

い態度を生み出します。そこでは、社会の構造や仕組みが大きく関与する貧困のような問題が、個人化され、個々の子どもの学力や能力の問題に転換・還元されることで、社会的な富の分配といった対策を導く観点が後景に退くことになるのです。そこで先行の研究委員会では、能力の個人化をめぐる問題や、貧困と子どもと学力がなぜ結びつけられるのかという問いなどを中心に研究が行われました。こうした問題意識をさらに「リスク社会」の視座とつなげて考えようというのが本研究委員会の趣旨でした。

「リスク社会」という視座との接続

「リスク社会」とは、ドイツの社会学者ウルリヒ・ベックの概念で、再帰性が高まった「第二の近代」を特徴づけるものとされます。ここでの「リスク」は自然の脅威のような「危険」一般とは違い、人間自身が生み出すものによってもたらされます。自動車の排気ガス、原子力、食品添加物、遺伝子組換え技術など人間が生み出したテクノロジーは、空間・時間・種の限定を超えて地球上の様々な生命に影響を及ぼします。またその結果生じた地球温暖化のような問題を、従来のように個人や企業、国の責任として特定することも困難になります。リスクの算定も容易ではなくなり、補償や保険をかけることは非常に難しくなります。「第一の近代」の前提や基盤が掘り崩された「第二の近代」のこうした特徴をベックはリスク社会と呼んだのです。

そこでは、富の分配に加えてリスクの分配が大きな関心事となります。新たなテクノロジーをめぐる決定を行う際、どのようなリスクを、どこに、誰により多く配分することで、政治的かつ科学的に処理するのが効果的であるかを考慮する必要があるからです。

こうした「リスク社会」論をふまえつつ、「リスク」の概念をさらに深化させ、近代社会の本性と結びつけて論じたのが、同じドイツの社会学者であるニクラス・ルーマンです。ルーマンは「リスク」を「安全」の反対概念とする通常の考え方から距離をとり、「危険」との対で捉えました。一般的な使用におい